

新旧対照表

○刈谷市都市交通協議会設置要綱

新案	現在
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1)刈谷市における都市交通の在り方、施策の立案及び実施プログラムの策定に関する事項</p> <p>(2)実施プログラムの進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3)道路整備等の個別施策の策定、進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(4)刈谷市における公共交通の在り方、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の策定及びその変更に関する事項</p> <p>(5)地域公共交通計画に位置付けられた事業の進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(6)一般旅客自動車運送事業に関する事項</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p> <p><u>2 前項第6号に掲げる事項については、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議として協議するものとする。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1)刈谷市における都市交通の在り方、施策の立案及び実施プログラムの策定に関する事項</p> <p>(2)実施プログラムの進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3)道路整備等の個別施策の策定、進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(4)刈谷市における公共交通の在り方、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の策定及びその変更に関する事項</p> <p>(5)地域公共交通計画に位置付けられた事業の進捗管理、評価及び改善に関する事項</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)学識経験を有する者</p> <p>(2)事業者を代表する者</p> <p>(3)鉄道事業者を代表する者</p> <p>(4)自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者</p> <p>(5)刈谷市公共施設連絡バス運行事業の受託者を代表する者</p> <p>(6)市民又は公共交通機関の利用者を代表する者</p> <p>(7)国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者</p> <p><u>(8)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者</u></p> <p><u>(9)刈谷警察署を代表する者</u></p> <p><u>(10)道路管理者</u></p> <p><u>(11)その他関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(12)市の職員</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)学識経験を有する者</p> <p>(2)事業者を代表する者</p> <p>(3)鉄道事業者を代表する者</p> <p>(4)自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者</p> <p>(5)刈谷市公共施設連絡バス運行事業の受託者を代表する者</p> <p>(6)市民又は公共交通機関の利用者を代表する者</p> <p>(7)国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者</p> <p><u>(8)刈谷警察署を代表する者</u></p> <p><u>(9)道路管理者</u></p> <p><u>(10)その他関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(11)市の職員</u></p>